

八王子市移動クリーニング所の取扱要綱

平成 25 年 10 月 24 日施行

(目的)

第 1 条

この要綱は、市内において、移動クリーニング所の確認及び監視指導等についての取扱いを定め、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の円滑な運用を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条

移動クリーニング所とは、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に定めるものをいう。）に施設を設け、移動してクリーニング業を行うものをいう。

(取扱方針)

第 3 条

移動クリーニング所は、クリーニング業法第 2 条第 4 項のクリーニング所として取り扱うものとする。

(確認等)

第 4 条

- (1) クリーニング業法第 5 条第 1 項の規定による開設の届出に当たっては、クリーニング所開設届の下部の空白に自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号を記載させるものとする。
- (2) 確認済証の下部の空白に自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号を記載するものとする。
- (3) 確認済証は自動車の見やすい場所に掲示させるものとする。

(留意事項)

第 5 条

- (1) 移動クリーニング所は、一車がクリーニング所であり、一車ごとにクリーニング師を設置する必要があること。
- (2) 移動クリーニング所以外において、洗濯物の処理を行わないよう指導すること。
- (3) 営業に当たっては、下水道法等の法令を遵守するよう関係機関の十分な指示を受けるよう指導すること。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。